

かいてき 便り

最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」
「介護保険サービス事業者の指定取消処分相当事案について」

お知らせ

「介護支援専門員「更新手続きの案内」を送付します」
「平成20年度指定更新事業者研修会実施のお知らせ」
「指定更新通知書を発送しました」
「指定更新申請書を発送しました」

平成20年8月1日発行

第49号

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる7月17日、社会保障審議会第52回介護給付費分科会が開催されました。主な内容は次のとおりです。

- (1)福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び介護保険施設等における感染対策委員会の見直しについて
諮問・了承されました。

改正内容は、以下のとおりです

- 1)福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、「少なくとも6月に1回」から、「必要に応じて随時開催することに改める。
 - 2)介護保険施設等における感染対策委員会については、「1月に1回程度、定期的開催」から「おおむね3月に1回以上開催」に改める。
- (2)平成19年度介護労働実態調査結果(財団法人介護労働安定センター実施)について報告
介護労働者の働く環境の改善と、質の高い介護サービスの提供に向けて、「事業所における介護労働実態調査」については介護事業所を対象に労働条件の状況、雇用管理の状況、教育・研修の状況及び福利厚生
の状況を、「介護労働者の就業実態と就業意識調査」については介護現場で働く労働者を対象に就労状況、
労働条件の状況及び就業意識の状況を、アンケート調査により実施した。
- (3)「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」報告
介護労働者の雇用管理の改善、ハローワーク等の支援による人材の参入促進、安定的な人材の確保等
という観点から検討を行い、中間報告をとりまとめる。
- (4)「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書の概要について報告
今後の認知症対策は、早期の確定診断を出発点とした適切な対応を促進することを基本方針とする。具体
施策として、実態の把握 研究開発の促進 早期診断の推進と適切な医療の提供 適切なケアの普及及
び本人・家族支援 若年性認知症対策を積極的に推進する。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

介護保険サービス事業者の指定取消処分相当事案について

最近の動向

都は、訪問介護・介護予防訪問介護事業所「女神の祈り」(葛飾区所在)について、指定取消事由に該当する
事実が認められたため、手続きを進めていたが、当該事業者から廃止届が提出された。そのため指定取消処分
には至らないが、7月9日付で指定取消処分相当事案として公表した。処分相当理由は以下のとおりです。

(1)訪問介護

ア 虚偽の指定申請

常勤勤務できない職員をサービス提供責任者及び訪問介護員として指定を受けた。

イ 不正請求

(ア)当該事業所の訪問介護員は、当該事業所が運営する宿泊所「南十字星」に常駐しサービスを提供。更
に、身体介護を提供していないにもかかわらず介護を行なったとして、介護報酬を不正に請求、受領し
た。

(イ)実際の提供時間・内容にかかわらず、居宅サービス計画に合わせたサービス提供表を作成し、介護報
酬を不正に請求、受領した。

ウ 人員基準違反

専従できない職員を管理者及びサービス提供責任者として指定を受けた。

(2) 介護予防訪問介護

ア 虚偽の指定申請

常勤勤務できない職員をサービス提供責任者及び訪問介護員として指定を受けた。

詳細は、東京都福祉保健局hpに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4290

介護支援専門員「更新手続の案内」を発送します

お知らせ

平成21年1月から3月までに「介護支援専門員の有効期間満了日」を迎える東京都登録の介護支援専門員の方に、8月初旬に「更新手続の案内」を登録住所地に発送します。有効期間満了日まで申請は可能ですが、申請日及び手数料の納付日によっては、新しい専門員証の送付が有効期間満了日以降になります。

なお、更新研修が修了していても、更新の手続は必要となりますのでご注意ください。また、更新に必要な研修を修了していない方は、更新できませんのでご注意ください。詳しくは、「更新手続の案内」をご覧ください。

【手続きに関する問合せ及び書類の提出先】 東京都高齢者研究・福祉振興財団

〒162 - 0823 東京都新宿区神楽河岸1 - 1 セントラルプラザ14階 電話 03 - 5206 - 8735

有効期間満了日以降は更新の申請はできません。更新申請をしなかった方は、有効期間満了日以降介護支援専門員として業務に就くことはできませんのでご注意ください。あらためて、「再研修」を受講し、介護支援専門員証の新規交付の申請をすることが必要です。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03 - 5320 - 4279

平成20年度指定更新事業者研修会を実施します

お知らせ

平成20年10月1日から平成21年9月1日までに指定更新を行う事業所・施設の管理者等を対象に以下の点を目的として研修会を開催します。

介護サービス利用者の尊厳の確保・サービスの質の向上

介護事業者の法令遵守の徹底等

実施日時 平成20年8月5日(火)及び平成21年2月4日(水) 午後10時からと午後2時からの計4回

実施会場 東京都第一本庁舎5階大会議場

なお、対象事業者に対しては研修受託者から入場証が送られます。日時を確認の上お越し下さい。

指定更新通知書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年8月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を7月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成13年、平成14年、平成15年2月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を7月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年9月1日**です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年7月9日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp